

■ 狛江市教育振興基本計画改定方針

1. はじめに

現行の狛江市教育振興基本計画は平成 23 年 3 月に策定し、これまで約 3 年にわたり、市の教育行政の指針となってきた。この間、学校施設の耐震化や普通教室への空調設置、中学校給食中止に伴うランチサービスの開始、アレルギー・アナフィラキシー対応に係るホットライン締結と専用 PHS の配備、小学校へのタブレット端末の配備、東京都特別支援教育モデル事業の実施、東京国体の開催、図書館の祝日開館や開館時間延長の試行など、教育委員会としても一定の取組みを進めてきた。

一方、市においては、市長交代に伴い、平成 25 年 3 月に狛江市後期基本計画が策定されたほか、狛江市公共施設整備計画や狛江市行財政改革推進計画など、市の基幹となる計画が順次改定されてきた。また、この間、国や都の教育行政の最上位計画の改定、いじめや体罰の社会問題化、東京オリンピックの開催決定など、市を取り巻く環境は大きく変化してきた。特に、教育委員会制度改革は現在も議論が進んでおり、平成 26 年の通常国会に法案が提出される運びとなっている。

教育委員会では、これら市の教育行政を取り巻く環境の変化と本年度の教育委員会の自己点検と評価に関する審査会の答申を踏まえ、狛江市教育振興基本計画を改定することとし、その改定に向けた基本的な方針をここに定める。

2. 計画概要

2-1. 計画名称

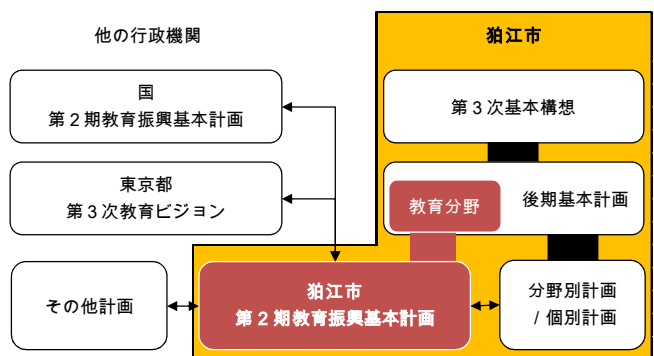
- ・計画名称は、『狛江市第 2 期教育振興基本計画』とする。

2-2. 計画期間

- ・計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 カ年とする。

2-3. 計画の位置付け

- ・この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、狛江市教育委員会が定める『狛江市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画』で、狛江市後期基本計画に基づく狛江市の教育分野のマスタープランとする。
- ・市の教育以外の分野の各種計画との整合を図るほか、国や都の関連計画の内容も参酌し、市の他部局や他の行政機関の取組みとも調和しながら市の教育行政全般を推進する。



2-4. 計画の構成

- I 計画概要
- II 現状把握，課題整理
- III 計画本論（i. 基本理念 ii. 教育目標 iii. 個別施策 iv. 重点事業）
- IV 計画の推進に向けて

3. 計画の基本事項（教育理念・教育目標）について

3-1. 教育理念

1. 未来を担う子どもたち一人ひとりが，人格の形成と互いの個性の尊重を基本として，地域や社会の中で自立して幸福に生きていく力を身につけ，狛江で受けた教育を誇りとして，少数者の立場も尊重し，自由に意見を交わして真理を探求し，平和で心豊かな明るい相互扶助の社会を築き発展させる力を身につける教育の実現を図る。
2. 市民一人ひとりが，自己の人格を磨き，豊かな人生を送ることができるよう，その生涯にわたって，あらゆる機会において学習することができ，その成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図る。

3-2. 教育目標

1. 互いの生命と人格・人権を尊重し，地域や社会に貢献する意識の醸成
2. 確かな学力の定着と個々の能力や創造力を伸ばし，郷土意識をはぐくむ学校教育の充実
3. すべての世代にわたる市民のための学習環境の整備

4. 検討にあたっての考え方（計画の構成）について

4-1. 指標（目標値）の設定について

- ・指標（目標値）は，取組みの効果を表すものを設定すること。
- ・指標（目標値）は，それぞれの取組みの本質的な目的を捉えたうえで，充分かつ慎重に検討し，必要な箇所に必要なものを設定すること。
- ・指標（目標値）は，後期基本計画に設定されているもの以外は，多額の財政負担を伴うことなく運用の工夫により改善できるものとする。

4-2. 重点化について

- ・重点化は，後期基本計画に設定されているもののほか，多額の財政負担を伴うことなく運用の工夫による重点的な推進が可能な項目を設定すること。
- ・あわせて，重点化する項目を推進するためのしくみの構築を検討すること。

4-3. 役割分担について

- ・個々の取組みを効果的かつ効率的に推進する観点から、個々の取組みにおける市長部局や他の行政機関との相互の役割を踏まえたうえで、教育委員会（教育機関）が取り組むべき内容を検討すること。

4-4. 施策構成について

- ・教育委員会の自己点検及び評価を効果的かつ円滑に実施するため、計画全体のバランスに留意しつつ施策を構成すること。

4-5. 施策の推進に向けた基盤について

- ・計画の位置付け（教育分野のマスタープラン）を踏まえ、教育委員会の自己点検及び評価や広報広聴業務、教育施設の修繕など、教育行政全般の運営を円滑に行うための取組みを『教育施策の推進の基盤』として計画に記載すること。

5. 検討にあたっての考え方（個別の取組み）について

5-1. 関連計画との整合について

- ・計画の実効性を担保するため、狛江市後期基本計画や狛江市公共施設整備計画、狛江市行財政改革推進計画など、市の他の部門の計画との整合を確実に図るほか、国や都など他の行政機関の関連計画にも留意すること。

5-2. 社会情勢・国の動向への対応について

- ・いじめ防止対策推進法の公布・施行や東京オリンピック・パラリンピックの開催、教育委員会制度改革など、計画改定の背景となった社会情勢や国の動向等に関する取組みは、漏れなく検討すること。
- ・あわせて、検討作業中においても可能な限り情報収集に努め、計画に必要な内容があれば、適宜検討すること。

5-3. 学校における危機管理について

- ・防災・防犯のほか、食物アレルギーへの対応、夏の熱中症対策、インフルエンザ・ノロウイルス等の感染症対策など、学校における危機管理の強化に向けた方向性を示すこと。

5-4. 狛江市の独自性について

- ・独自性を活かしたまちづくりの推進の観点から、狛江市の地理的環境などの地域資源を活かした強みや特徴を活用した取組みを積極的に検討すること。